

答 申 第 4 0 号
令和 3 年 9 月 2 9 日

高崎市長 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市個人情報保護条例第 3 0 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 2 年 1 0 月 2 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 2 3 0 号

令和 2 年 4 月 1 4 日付「個人情報部分開示決定」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第230号

答申番号：答申第40号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市長（以下「実施機関」という。）が行った個人情報部分開示決定において、非公開としたもののうち、当審査会が別表に示した部分については公開をすべきであるが、その余の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要と経緯

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市個人情報保護条例（平成3年高崎市条例第6号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、令和2年4月2日付けで「2011年8月1日～現在までの私の生活保護に関するケース記録一式」という内容の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、令和2年4月14日に、本件請求に係る個人情報（以下「本件情報」という。）について、個人に対する評価の記載が条例第14条第5号に該当するとして、個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し令和2年7月10日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和2年7月27日付けで弁明書を請求人に送付した。

その後、請求人からの反論書等の提出はなく、実施機関は、条例第30条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、令和2年10月2日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

なお、請求人は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「情報公開条例」という。）第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、令和2年10月29日付けで意見書を提出した。

第3 争点

本件個人情報を部分開示とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書及び意見書において、おおむね次のように主張している。

- (1) 生活保護におけるケース記録は、保護決定の根拠と適用のプロセスを客観的に記録するものであり、同時に、被保護者の生活実態を継続的に把握し記録することによって、被保護者の置かれている状況に応じた保護の要否や程度、さらには、処遇方針や個別援護活動の適否などを検証するための資料として作成されるものであると認められるから、その記載内容は、被保護者の生活実態等に関する客観的具体的事実が中心となると考えられ、仮に、担当ケースワーカーが抱いた印象や評価を記載する場合でも、客観的具体的事実を前提として、担当者の専門的な知見に基づく記載であると考えられるから、そのような印象や評価が的確な表現で記載されている部分が開示されたからといって、特別の事情がない限り、直ちに担当者与被保護者との間の信頼関係が損なわれるとは通常考え難く、本件において、そのような特別な事情をうかがわせる証拠は何ら存しない。
- (2) 担当ケースワーカーの主観的・感覚的な印象や評価が記載されることがあっても、そもそもケース記録が(1)のような趣旨で作成されるものである以上、何ら客観的具体的事実に基づかない主観的・感覚的な印象や評価の記載が、およそ適正な保護業務の遂行等のために必要であるのかどうかは多大な疑問があり、将来、そのような担当ケースワーカーの主観的・感覚的な印象や評価が十分に記載されなくなったとしても、そのことによって、ケース記録自体が形骸化し、生活保護に係る事務に具体的な支障を及ぼすおそれがあるとは考え難い。
- (3) また、本件非開示部分が開示されることになったとしても、上記(2)に基づけば、ケースワーカーが保護業務に率直な意見を記載しなくなり、ケース記録が形骸化し、生活保護に係る事務に支障を及ぼすおそれがあるとは考え難いと言わざるを得ない。
- (4) 加えて、本件非開示部分は、本件処分がされた令和2年4月14日より6年以上前に記載された事項であり、担当ケースワーカーも既に交代していることを鑑みると、本件非開示部分を開示することにより、審査請求人が担当ケースワーカーに対し、無用な誤解や反発を抱き、それによって審査請求人の具体的な保護に係る業務に支障を及ぼすおそれがあるとは到底認め難い。
- (5) 他に、本件非開示部分を開示されることにより、条例第14条第5号の規定に該当すると認めるに足りる証拠はない。
- (6) 以上のことから、高崎市長は、本件処分を速やかに取り消し、対象文書の

全部開示をすべきである。

- (7) 請求人の見解と同旨の裁判例として、東京高判平成14年9月26日判決、東京地判平成19年7月4日の添付が審査請求書、意見書に添付された。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書及び令和2年11月5日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

- (1) 本件情報にある非開示部分には、当時の担当ケースワーカーの主観による請求人の性格や評価が記載されており、これを全部開示することによって、これらの評価内容等が、その性質上、必ずしも請求人の認識や意向と一致するものとは限らないことからすると、請求人と担当ケースワーカー間の信頼関係が損なわれ、自立助長の支援に係わる事務に支障が生じるおそれがある。
- (2) 加えて、請求人は、他にも高崎市長に対し審査請求を行っており、現在も地裁にて係争中であることを勘案すると、本件非開示部分の開示により、請求人と実施機関との関係がさらに悪化し、請求人に関する今後の生活保護に係る事務の円滑な遂行を不当に阻害する蓋然性があると考えられる。
- (3) また、ケース記録を全部開示することで担当ケースワーカーが請求人からの無用な誤解や反発を招くことを恐れて、率直な意見をケース記録に記載することを控え、その結果、今後の請求人の生活保護の要否の決定等の事務手続きにおいて、過去の経緯を踏まえた検討をすることが阻害され、率直な意見交換が損なわれる可能性が認められる。
- (4) なお、実施機関の判断と同旨となるものとして、さいたま地判令和2年1月15日の説明が行われた。
- (5) 上記の要因より、本件を全部開示とすることで条例第14条第5号に規定する「個人に対する評価又は判断に伴う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と判断し、本件処分を行った。

第5 審査会の判断

1 争点

本件情報について、条例第14条第5号の規定により一部非開示とした実施機関の決定は妥当であるか。

- (1) 生活保護事務及びケース記録について

ア 生活保護は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という）第1条に明記されているように、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長す

ることを目的として行われるものである。

イ 生活保護事務は、国の機関委任事務であり、法第20条において「この法律の施行について、厚生労働大臣は都道府県知事及び市町村長を、都道府県知事は市町村長を、指揮監督する。」と規定されている。

福祉事務所長は、生活保護申請を受理すると、高崎市生活保護法施行細則（平成23年3月31日高崎市規則第16号）第2条に基づき、必要書類の作成、管理を行う。

ウ ケース記録は、生活保護を実施するうえで必要な事項について、本人からの聞き取り及び調査に基づき記録した書類であり、申請理由、生活及び資産状況、面接及び訪問記録、関係機関への調査・回答のほか、担当ケースワーカーの所見、処遇、指導方針等といった事項が記録されている。

エ 本市における生活保護の被保護世帯、被保護人員は、月平均2,907世帯、3,486人（令和元年度実績）となっており、雇用非正規化や高齢化社会などの要因から平成27年度の被保護世帯数に比べ1.09倍に増加している。そうしたなかで、生活保護の実施にあたる機関と被保護者との間でトラブルが生じる確率も高くなり、被保護者が行政機関に対して不信感を持った場合、自らの生活保護のケース記録に何が書かれているのかを知るために個人情報の開示請求を求めることがある。

（2）条例第14条第5号カの該当性について

ア 条例第14条各号は、本人に開示しないことができる情報をあげているが、条例第14条第5号は、市の機関等の事務事業情報のなかで、開示することにより、公正かつ円滑な事務又は事業の執行を妨げるおそれがあることが明らかである情報については、開示しないことができると定めている。その中で、同条同号カでは、「指導、選考、判定、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるときは非開示にすることができる」と規定している。

イ 当審査会で非開示部分の検討を行ったところ、非開示部分には①「担当ケースワーカーによる請求人への評価、認識等の主観的な部分」と、②「担当ケースワーカーが請求人宅へ訪問した際の状況や言質内容等の客観的な事実」が記載されていた。

ウ ①については、開示することで請求人に無用な誤解や反発を招く可能性があることが認められる。

また、実施機関の主張するとおり、実施機関と請求人との間で係争中であることなどを勘案すると、無用な誤解や反発をおそれて、率直な意見をケース記録に記載することを控えるようになり、その結果、今後も継続することが予想される請求人に係る生活保護の要否等の決定等に係る事務において、過去の経緯を踏まえた検討などに支障を及ぼし、生活保護に係る事務の円滑な遂行を不

当に阻害する蓋然性も認められる。

エ 一方で、請求人は、本来、ケース記録は専門的な知見による客観的具体的な事実を前提として記載されるものであり、仮に、担当ケースワーカーによる評価等が開示されたとしても、直ちに担当ケースワーカーと請求人との信頼関係が損なわれることはないと主張する。

しかしながら、実施機関が保有している自己情報について、条例第14条第5号に該当する不開示事由があるか否かは、具体的な事情の下で判断されるべきものであり、ケースワーカーが記載した評価であるからといって、それだけで一律に同条5号に該当しないものと解することはできない。そして、本件非開示部分の具体的な検討については、上記ウで認められる。

オ また、非開示部分の②については、あくまでも客観的な事実の記載と認められ、公開することにより担当ケースワーカーと請求人との信頼関係が崩れるおそれもなく、生活保護に係る事務の円滑な遂行を不当に阻害する蓋然性も認められない。

(3)したがって、本件非開示部分の①部分については、条例第14条第5号カに該当し、②の部分については該当しないと認められる。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

日付	摘要	公開すべき部分
H23. 10. 6	求職活動状況（9月分）	5行目 19文字目～6行目 4文字目 6行目 10文字目以下
H23. 11. 4	定例訪問	2行目 26文字目～3行目 8文字目 3行目 14文字目以下
H24. 2. 3	定例訪問（立入調査）	3行目 19文字目～7行目 2文字目
H24. 3. 5	求職活動状況（2月分）	5行目 13文字目～7行目 8文字目 7行目 14文字目～21文字目
H25. 2. 5	定例訪問	2行目 22文字目～4行目 4文字目 4行目 19文字目以下
H25. 4. 9	求職活動報告書（3月分）	6行目 1文字目～6行目 14文字目 6行目 25文字目～7行目 25文字目
H25. 11. 19	定例訪問	全て
H26. 2. 26	定例訪問	5行目 24～26文字目 6行目 17文字目～7行目 7文字目

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
令和2年10月2日	諮問
令和2年10月29日	請求人からの意見書を受領
令和2年11月5日 令和3年3月11日	調査、審議
令和3年8月25日	答申調整
令和3年9月29日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	井上 彩
委 員	越澤 恭行